

歌を教えてゐる。

一、樂器、樂譜の寄贈。歸國に際し、所藏の樂器、ピアノ一臺、オルガン五臺、ヴァイオリン、チェロ各一個を分與してしまつて、自分は一個のヴァイオリンを携へて歸國した程、清廉無慾の君子であつた。歸國後も女子師範學校附屬幼稚園に多くの恩物を寄送して來てゐる。

大正二年（一九一三）十一月十五日、東京市長は東京市立日比谷図書館主幹守屋三郎に対し、外国人でわが國に功勞のあつた人々を選出し、その人の履歷または小伝を作成して日比谷図書館に保存するよう命じた。音樂關係者ではメーソン、デイトトリヒ、ユンケルで、メーソンについては叙勲のための調査書をもとに作成したことが記録されてゐる。

日比谷図書館作成「メーソン氏功績」

メーソン氏ハ明治十三年三月來朝シ音樂教師トシテ文部省ニ雇入ラレ音樂取調掛長伊澤修二ノ命ヲ受ケ唱歌ノ編纂ニ従事セリ是レヲ教育的唱歌ノ嚆矢トス

氏ノ初テ來朝スルヤ直チニ東京師範學校同附屬小學校女子師範學校同豫科同附屬小學校幼稚園並ニ學習院等ニ於テ自カラ生徒兒童ニ唱歌ノ教授ヲナセリ而シテ當時未タ一人ノ助教アラス纔カニ通辨ノ力ヲ藉リテ一身數校ノ教授ヲ擔任セシハ決シテ容易ノ業ニアラス況ンヤ氏來朝日尚淺ク風俗自カラ異ナル所アリ人情隨テ同ジカラサル所アリ其人情同ジカラス風俗異ナル所ニ於テ新ニ試設ノ學術ヲ授ク又決シテ容易ノ業ニアラス

氏ハ國家ニ對シテハ誠忠個人ニ對シテハ敬愛其ノ為人ヤ所謂有道ノ君子ナリ其在職年間ハ僅ニ二年九ヶ月（從明治十三年二月至同十年十月）ニ過ギスト雖本邦教育的音樂ノ創制ニ當リ其基礎ヲ立テ其實効ヲ顕シ、コトニ至リテハ其功績實ニ著大ナリトス 「手書き」

（『外國人教師關係書類』明治三十二年〜大正十一年）

(11) フランツ・エッケルト Franz Eckert 一八五二年（四月五日）〜一九一六年（八月六日）



フランツ・エッケルト教師

ドイツ人フランツ・エッケルトは宮内省の『式部職歐州音樂教師雇入録I』（自明治九年至三十二年）によると、明治十二年春、海軍軍樂教師として來日、ドイツ・プロシア國シュレジア州出身、月俸二百円で最初は二年間の契約であつたが、數回更新してゐる。住居は來日當時芝公園内から十七年頃に芝区伊皿子町六十七番地に転居した。音樂取調掛には明治十六年二月から十九年三月まで海軍省との兼務で出向した。彼の受持は管弦樂、和声、樂曲制作で、毎週火木の午後指導に當つた。エッケルトの雇い入れに關しては、メーソンの解雇に先立ち準備されてゐた。次の文章は海軍卿河村純義へ宛てた交渉文である。

海軍卿河村純義殿

先年来當省ニ於テ音楽取調掛相設ケ學校唱歌并管絃樂之事項等取調之為メ外國教師壹名相雇居候処過般同人帰國致シ事業上差支候ニ付貴省御雇音楽教師エツケルト氏當省へ兼務之後相叶候ハ、大ニ都合ヲ得候事ニ有之候尤同人へハ和聲学^{ハモニ}實質問管絃樂教授之事項等囑托可致見込ニ付一週三回即チ火木土三曜日午後ヨリ出張相成候得者満足之至ニ候右向分之御差操ヲ以御承諾相成度此段及御照會候也

尚以本文御承諾之上ハ主務吏員差出該教師擔當事業并手當等詳細御打合セ之上條約等可取計心算ニ有之候也

明治十五年十一月十七日

當省雇軍樂教師エツケルト氏御省兼務云々編第二百二十六号御照會ノ趣承了然ルニ忝週三回出張ノ義ハ當省樂隊教授上差支候間一週二回ニテ御都合相成ル義ニ候ハ、兼務差支無之候條御端書ノ趣等ハ當省軍務局へ御打合セ有之度此段及御答候也

明治十五年十二月四日

海軍卿川村純義

文部卿福岡孝弟殿

〔手書き〕

〔『音監經伺書類』明治十五年下〕

〔エツケルトと伊澤修二との条約書〕

今般文部卿ハ海軍卿へ協議ノ上海軍省軍樂教師獨乙人フランツ、エツケルト氏ヲ文部省へ傭入ル、ニ付音楽取調掛長文部少書記官伊澤修二第一方ニ在リ右フランツ、エツケルト氏第二方ニ在リテ取結フトコロノ條約左ノ如シ

第一條 前文フランツ、エツケルト氏ハ明治十六年二月十日（千

八百八十三年二月十日）ヨリ同十七年三月三十一日（千八百八十四年三月三十一日）迄文部省音楽取調掛ニ傭ヒ絃樂及ヒ之ニ附屬スル管樂ノ教授及本邦并歐洲ノ樂曲調和ノ事項ヲ囑托スベシ

第二條 前文フランツ、エツケルト氏ハ一週四時間即チ各火木曜日ノ午後二時間宛文部省音楽取調掛へ出張スベシ

但右四時間ノ内二時間ハ管絃樂教授二時間ハ樂曲ノ調和等ニ充ツベキモノトス

第三條 前文フランツ、エツケルト氏ハ右事業ノ報酬トシテ一月ニ付紙幣壹百圓ヲ毎月末ニ受取ルベシ

第四條 前文フランツ、エツケルト氏ハ總テ掛長伊澤氏ノ指揮ニ從フベキモノトス殊ニ学科教授ノ時間及順序等ヲ定ムルノ權ハ掛長伊澤氏ニ在ルベシ

第五條 前文フランツ、エツケルト氏ハ其教授ノ事項ニ付充分其意見ヲ陳述スルヲ得ベシ然レドモ其決定ノ權ハ掛長伊澤氏ニ在ルベシ

第六條 前文フランツ、エツケルト氏音楽取調掛へ出張中ハ同掛制定ノ諸規則ヲ遵守スベシ若シ之ヲ遵守セザルカ又ハ他ニ不都合ノ行跡等アルトキハ海軍省へ照會ノ上條約ヲ解ク事アルベシ

第七條 前文フランツ、エツケルト氏自己ノ都合ニ由テ條約ヲ解

カン事ヲ望ムトキハ少クトモ二ケ月前、掛長伊澤氏ニ通報スベシ然

ルトキハ海軍省へ照會ノ上其望ニ應スベシ但第六條及七條ノ場合ニ於テ條約ヲ解クトキハ其日ヨリ報酬金ヲ交付セザルベシ

明治十六年二月十日

〔手書き〕

〔『音監經伺書類』明治十六年〕

この条約はそのまま明治十九年三月三十一日まで更新された。

明治十六年一月廿二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書

エッケルトは音楽取調掛出向の決定後、下見聞に訪れたようである。

第一 和聲ノ部

既習ノ分複習

第二 管絃樂ノ部

君が代 (是レハメーン氏ヨリ傳習シタルモノ)

〔現行の《君が代》ではなく『小學唱歌集』中のもの。しかし歌詞は同一〕

マーチ (是ハ此頃航來シタルモノニシテ未タ傳習ヲ受ケサルモノ)

第三 箏胡弓ノ部

思ヒ出レバ 箏 幸田
胡弓 林

若紫 箏 遠山、山勢
胡弓 幸田、林

第四 新曲調和ノ事

在来日本ノ分 (御所車、六段)

新作ノ分 (天津日副、大和ノ國ハ)

第五 洋琴ノ部

ツエット 幸田、遠山

市川、高坂

以上

〔手書き〕
『音楽取調掛奏樂録』明治十六年

明治十九年、音楽取調掛解任後二十一年三月海軍軍樂隊専務も解か

れ、宮内省雅楽課専務となった。この間にドイツ皇帝からプロシア王室楽長の称号を授与されている。三十二年宮内省を辞したあと同時に勲六等に叙せられた。同年四月一時帰国の後朝鮮季王家楽長に就任(一九〇一年)、大正五年(一九一六)八月六日当地で没。お墓は京城郊外にある(中村理平氏の調査による)。

附属図書館には、エッケルトによる小学唱歌の箏編曲および和声づけの原稿が保存されている。それは二つの包みになっていて、一つは「唱歌箏單音及諸重音」と記され、もう一つは「複音以上唱歌箏和聲エッケルト氏調和原本」と記されている。エッケルトは日本の伝統音楽に非常な興味をもち、「小學唱歌集」第三編の編纂に加わって、和声づけのほか日本楽曲の西洋旋法採譜なども行った。伊澤修二はエッケルトに「和洋音楽を折衷して國樂を興す」仕事の良き協力者となることを求めた。これらの編曲は、その一助となる音楽を作る目的の一端であって、エッケルトに託した仕事と見ることができよう。なおこの目的の試みとして F. von Flotow (1812-1883) の〈Jubel Ouverture〉第二面合奏の編曲および Johann u. Josef Strauss の〈Pizzicato Polka〉第三面のための編曲原稿がある。

(三) ギヨーム・ソーブレット Guillaume Sauvlet (生没年不詳)

ソーブレットは明治十九年四月、エッケルトの後任として音楽取調掛に雇い上げられた。しかし彼は必ずしも音楽取調掛が望む人材ではなかったようである。前任のエッケルトについては、海軍省との兼務であるため一週四時間しか受け持てない実状を理由にエッケルトの契約を打ち切り、イタリアに管絃樂専門の教師を求める願い書を十八年四月二十一日付で文部卿大木喬任へ提出していた。ソーブレットの雇用はこの間の暫定的な措置と思われる。ソーブレットは一八八五年に來日したマスコット歌劇団とエミリー・メルビル歌劇団のピアノ伴奏者であった。横浜